

千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

令和元年7月9日

市長決裁（市民環境部長専決）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業の実施に関し、市が補助金を交付することについて、千歳市補助金等交付規則（昭和58年千歳市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）助成事業 センターが策定するコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める一般コミュニティ助成事業をいう。
- （2）コミュニティ組織 千歳市町内会連合会に加盟する自治会及び町内会をいう。
- （3）助成団体 一般コミュニティ助成事業を主体的に行うコミュニティ組織をいう。
- （4）備品 千歳市会計規則（昭和39年千歳市規則第25号）第108条第1項の備品をいう。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、コミュニティ組織が行うコミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に要する経費とし、センターが策定する実施要綱及びコミュニティ助成事業留意事項に定める内容に適合するものとする。

（交付事前申請書の提出）

第4条 補助金の交付を希望するコミュニティ組織は、一般コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書（第1号様式）に市長が定める必要書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 一般コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書を提出した後の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（助成団体の選定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成団体として選定するものとする。

- 2 前項の選定をする場合において、複数のコミュニティ組織から申請があったときは、過去10年間において一般コミュニティ助成事業による助成を受けた実績がないコミュニティ組織を優先して選定するものとする。
- 3 前項の規定により優先して選定されるべきコミュニティ組織が複数ある場合には、抽選により助成団体を選定するものとする。

(助成事業の申請)

第6条 市長は、前条の規定により選定した助成団体の事業について、センターの定める様式等により、北海道知事を経由してセンターに申請するものとする。

(助成事業の決定)

第7条 市長は、センターから助成の決定通知があったときは、当該予算の議決後、助成団体に通知する。

(不採択の取扱い)

第8条 市長は、センターから助成の不採択の決定通知を受けたときは、速やかにその旨を助成団体に通知するものとする。

2 前項の不採択の理由が、センターにおける予算措置上の理由によるものであるときは、翌年度における一般コミュニティ助成事業の助成団体として選定することができる。この場合において、当該団体は、翌年度において第5条第1項の規定による選定をされたものとみなす。

3 前項の規定による選定は、不採択を受けた翌年度1回限りとし、当該助成団体は、第5条に規定する必要書類を、別に定める期日までに、あらためて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 助成団体は、第7条の規定による通知を受けたときは、速やかに一般コミュニティ助成事業補助金交付申請書(第2号様式)に市長が定める必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、助成団体に対し、速やかに通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 助成団体は、補助金の交付決定通知後において事業内容に変更が生じる場合は、事業の実施前に、速やかに一般コミュニティ助成事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に変更内容を説明する資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、センターの定める様式等により、北海道知事を経由して、変更申請を行うものとする。

3 市長は、前項の変更申請について、センターから変更の承認通知があったときは、速やかに助成団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 助成団体は、当該事業が完了したときは、速やかに一般コミュニティ助成事業補助金実績報告書（第 4 号様式）に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類等を審査し、又は必要に応じて現地調査等を実施し、補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、助成団体に通知するものとする。

(助成事業の実績報告)

第 14 条 市長は、前条に定める実績報告を完了した後、センターの定める様式等により、北海道知事を経由してセンターに報告をするものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 補助金は、第 13 条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、第 10 条の交付決定後に補助金の全部又は一部について、概算額を交付することができるものとする。

3 前条の通知を受けた助成団体は、補助金の交付を受けようとするときは、一般コミュニティ助成事業補助金交付請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

4 助成団体は、補助金の全部又は一部について、概算額による交付を受けようとするときは、前項の交付請求書に概算払理由書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 前条第 2 項の規定により、補助金の全部又は一部について、概算額を交付した場合において、第 14 条で確定した額を超える補助金を既に交付しているときは、助成団体に対し、指定した期日までに、その超えた額の返還を命じることができる。

(備品台帳の整備)

第 17 条 助成団体は、当該事業の遂行に当たり、管理規定を定め、必要な備品台帳を備え付け、保管しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 18 条 助成団体は、当該事業の施行に関する書類及び帳簿等について、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 19 条 助成団体は、当該事業により取得した備品について、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間を経過するまでは処分してはならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年度に第4条に規定する一般コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書を提出する事業から適用する。

附 則（令和3年1月27日市長決裁（市民環境部長専決））

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日市長決裁（市民生活課長専決））

- 1 この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金交付事前申請書

年 月 日

千 歳 市 長 様

所在地又は住所
団 体 名
代 表 者 氏 名

千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第4条の規定により、 年度一般コミュニティ助成事業補助金の交付を希望しますので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 コミュニティ組織の基本情報

組織の名称	
組織の所在地 又は代表者の住所 (電話番号)	〒 ー 千歳市 (ー ー)
代表者氏名	
結成年月日	年 月 日
組織の範囲	
組織の加入者数	人 (年 月現在)
認可地縁団体の認可	有 無
本補助金の交付実績	有 (年度) 無
組織の概要や 独自活動など PRポイント	
連絡先担当者	役職・氏名 住所 連絡先

2 補助金交付申請予定額

事業費総額 (A)	補助申請予定額 (B)	コミュニティ組織負担額 (A-B)
円	円	円

※補助申請予定額 (B) は、250 万円を上限とし、10 万円未満切り捨て

※事業費総額 (A) は、「3 補助金交付申請事業の内容」事業費総額 (A) と一致

3 補助金交付申請予定事業の内容

(収入の部)

(単位：円)

内容	金額	備考
一般コミュニティ助成事業補助金		市補助金
コミュニティ組織負担額		町内会費等自己資金
事業収入合計 (=事業費総額 (A))		

(支出の部)

(単位：円)

品名・内容	単価	個数	金額	整備区分	既存備品の 使用年数	保管場所
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
				新規・更新	年	
宝くじ助成広報用看板						
宝くじ助成広報用シール						
消費税等						
事業費総額 (A)						

※事業費総額 (A) の欄は、「2 補助金交付申請予定額」の事業費総額 (A) 欄と一致

4 補助金交付申請予定事業の趣旨・目的

組織の課題	
課題の緊急性・重要性	
事業実施に至る背景	
活用方法・活用頻度	
事業実施により期待できる効果	

5 添付書類

- (1) 総会資料（今年度の事業計画及び収支予算の内容が確認できるもの）
- (2) 規約（最新版）の写し
- (3) 事業費総額の積算根拠書類（見積書など）の写し
- (4) 事業内容に関する資料（カタログなどのカラーコピー）
- (5)

様式第2号（第9条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年 月 日

千 歳 市 長 様

所在地又は住所
団 体 名
代 表 者 氏 名

千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、 年度一般コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総額 円

3 補助金交付申請額 円

4 事業実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) 総会資料（本事業に係る事業計画及び収支予算の内容が確認できるもの）
- (2) 本補助事業にかかる総会議決書の写し
- (3) 規約（最新版）の写し
- (4)

第3号様式（第11条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日

千 歳 市 長 様

所在地又は住所
団 体 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け千歳市指令補助第 号で、補助金の交付決定の通知があった一般コミュニティ助成事業の内容を変更したいので、千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付変更申請額 円

4 添付書類

(1) 変更内容を説明する資料

第4号様式（第12条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日

千 歳 市 長 様

所在地又は住所
団 体 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け千歳市指令補助第 号で、補助金の交付決定の通知があった一般コミュニティ助成事業を完了しましたので、千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 指令年月日及び指令番号
年 月 日 千歳市指令補助 号
- 2 事業費総額 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類
 - (1) 事業実施結果書（別紙1）
 - (2) 事業収支精算書（別紙2）
 - (3) 領収書など支払根拠書類の写し
 - (4) 備品管理運営規程及び備品台帳
 - (5) カラー写真
 - (6)

別紙 1

事業実施結果書

事業の名称：一般コミュニティ助成事業

(単位：円)

品名	規格・型式等	単価	個数	金額	保管場所
宝くじ助成広報用看板					
宝くじ助成広報用シール					
消費税等					
精算事業費総額 (A)					

※精算事業費総額 (A) の欄は、「実績報告書」の 2 事業費総額の額と一致

別紙 2

事業収支精算書

事業の名称：一般コミュニティ助成事業

1 収入の部 (単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	差引 (増△減)	備 考
計				

2 支出の部 (単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	差引 (増△減)	備 考
計				

3 補助金精算 (単位：円)

費 目	補助金 交付 決定額	精算 事業費 総額	補助金 精算額	概算払 補助金 受領額	差引補助金 未受領 (返還) 額	備考
計						

第5号様式（第15条関係）

一般コミュニティ助成事業補助金交付請求書

年 月 日

千 歳 市 長 様

所在地又は住所
団 体 名
代 表 者 氏 名

印

年 月 日付け千歳市指令補助第 号で、補助金の交付決定の通知があった一般コミュニティ助成事業について、千歳市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第15条の規定により、請求します。

請 求 額 _____ 円

1 補助金交付決定の状況

交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
未 交 付 額	円

2 添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書（写）
- (2) 概算払理由書（概算払による交付を受ける場合）
- (3) 委任状（請求者と口座名義人が異なる場合）

3 振込先

金融機関名		本・支 店名	
預金種類	当座・普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座番号は右詰めで記入してください。